

平成 23 年度 総合政策学科学部長裁量経費（研究型）研究報告書

採択者（代表者）

井藤正信

岡本隆

坂根徹

曾我亘由

土屋由香

中村則広

福井秀樹

不破茂

松井隆幸

松原英世

平成23年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 24年 6月 7日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 井藤 正信

平成23年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

プロジェクトの名称	両大戦間期のドイツ企業の経営戦略とナチス政権への対応
プロジェクトの種別	研究プロジェクト 科学研究費プレ・ブラッシュアップ型
実施したプロジェクトの目的	本研究の目的は、戦間期におけるドイツ最大の自動車部品企業であるボッシュ社を対象に、次の2つの側面の実態に明らかにすることにある。1つは、ロベルト・ボッシュをはじめとする経営陣がこの時期に外国市場への進出や製品戦略をどのように展開したのかを探ることである。もう1つは、当時の経営陣が戦時体制に突入する中で、ナチスの戦時協力への強要にどのように対応したか、に関する分析である。この点については、近年、わが国においても戦時下におけるドイツ企業の戦争責任を問う研究が出版されているが、個別企業の第二次大戦への対応についてはまだ十分な分析がなされていない。本研究は、そうした研究史の穴を埋める作業である。
研究成果	特になし。

平成23年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 24年 6月 4日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 岡本 隆

平成23年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

プロジェクトの名称	地域活性化に資する対消費者電子商取引活用に関する東アジア圏の比較研究
プロジェクトの種別	研究プロジェクト 科学研究費プレ・ブラッシュアップ型
実施したプロジェクトの目的	本研究は、企業と消費者間の電子商取引（B2C）に関し、「地域活性化」の観点から、日本の様々な「地方」間、日本と東アジア圏の諸国間との比較検討を通じて、B2C の類型化と具体的な活用策を導き出すことを目的としている。具体的な商材としては地方の一次産品とその加工品、および既存の地域の商材を、事業主体としては中小事業所や農家等を想定している。特に地域活性化につながる B2C のビジネスモデル、自治体や各種経済団体の戦略、さらには消費者行動の調査、大学の役割、諸外国間の差異などを、アンケート調査やヒアリング調査を基礎として明らかにする。
研究成果	<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Takashi Okamoto and Nobuyuki Soga, "Japanese Students' Behavior toward E-Commerce" (近刊) <p>【学会報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Nobuyuki Soga and Takashi OKAMOTO, "Using Choice Experiments to Value an Electronic Commerce," SAINT2011: Workshop (ITeS) , 2011, pp.568-573, (2011.7.19) <p>【報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 岡本隆「四国におけるオンラインショップの利用動向に関する調査」（四国総合通信局）

2012年5月7日

平成23年度総合政策学科学部部長裁量経費（研究型）報告書

報告者：坂根 徹

学部長裁量経費の交付を受けて、自らがこれまで研究を進めてきた調達行政の視点から、文献・資料の閲覧及び収集を行うとともに、特に一昨年3月に発生した東日本大震災の関連を中心に学会・シンポジウム・セミナー等へ参加することを通して、中央政府の調達行政の基本構造について考察を進めた。

調達行政に関連する昨年度に発表した学会報告・論文は、以下の通りである。

1. 学会報告

坂根 徹「国連における調達行政の内部統制」、2011年度日本行政学会研究会分科会A<行政における内部統制>（2011年度日本行政学会研究会「報告要旨」4頁）、金沢、2011年5月21日。

2. 論文

坂根 徹「世界銀行の開発援助プロジェクトにおける調達を規律する法構造の解明—国際機構法の枠組みを用いての考察」、秋月弘子・中谷和弘・西海真樹編『人類の道しるべとしての国際法—平和、自由、繁栄をめざして』（横田洋三先生古稀記念論文集）、国際書院、2011年、555-580頁。

坂根 徹「国連行政の財政統制に関する一考察 —調達行政の内部統制に焦点を当てて—」、『愛媛法学会雑誌』第38巻3・4合併号、2012年3月、19-35頁。

平成23年度 総合政策学科学部部長裁量経費報告書

平成 24年 7月 4日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 曾我 亘由

平成23年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

プロジェクトの名称	これからのキャリア教育の構築に向けたキャリア意識のギャップに関する定量的研究
プロジェクトの種別	研究プロジェクト 科学研究費プレ・ブラッシュアップ型
実施したプロジェクトの目的	雇用形態の多様化、流動化などを背景に、近年キャリア教育に関する必要性が高まっている。多くの大学でも、就職支援課・キャリアセンターを中心にキャリア教育制度を導入し、自己の職業観をイメージする一助となっている。しかしながら、一方で、キャリア教育に関する基礎的調査や分析については研究が乏しく、その客観的な帰結には至っていない。キャリア教育についての認識は教育機関で必ずしも一致しておらず、各教育機関は独自のキャリア教育制度を実施している現状がある。当該研究では、キャリア教育の前提となる学生、及び企業のキャリア意識を定量的に捉え、教育の最高機関である大学として望ましいキャリアプログラムを構築し、実際に導入に至るまでを目的とした研究である。
研究成果	<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 選択実験を用いた大学生が想定する企業の人材評価、岡本隆・熊谷太郎・曾我亘由・西尾圭一郎、愛媛経済論集、第31巻第2・3号、2012年 ● 地方大学生の就職意識：松山大学および愛媛大学における調査に基づいて、岡本隆・熊谷太郎・曾我亘由・西尾圭一郎、愛媛経済論集、第31巻第1号、2012年 ● 選択実験を用いた大学生の雇用条件に関する評価、岡本隆・熊谷太郎・曾我亘由・西尾圭一郎、愛媛経済論集、第31巻第1号、2012年

2012年4月11日

2011年度 学部長裁量経費(科研ブラッシュアップ申請) 報告書

土屋 由香

以下の通り、学部長裁量経費により大変有意義な研究ができましたことを御報告しますとともに、厚く御礼申し上げます。

- ① 「科研ブラッシュアップ申請」として、研究課題名「冷戦初期米国の東アジア広報文化外交—USIS映画と原子力平和利用キャンペーンに焦点を当てて」の申請書を提出した。これを下敷きとしてブラッシュアップしたものを、実際の科研に申請したところ、採択された。研究課題名は以下の通り。

2012~2014年度、基盤研究(C)「冷戦初期米国の東アジア広報文化外交—『原子力平和利用映画』に焦点を当てて」(研究代表者：土屋由香)

2012年7月7日、上記科研の研究協力者らとともに、名古屋にて第1回研究会を開催することが決まっている。また2012年8月以降、米国立公文書館に所蔵されている原子力平和利用映画数十本を「保存用リールフィルム」からDVDに落とす作業を行う予定である。

- ② 2011年度における、関連する研究成果は以下の通り。

<論文>

1. 土屋由香「広報文化外交としての原子力平和利用キャンペーンと一九五〇年代の日米関係」(竹内俊隆編著『日米同盟論—歴史・機能・周辺諸国の視点』ミネルヴァ書房、2011年) 添付①
2. Yuka Tsuchiya, "U.S. Industry and Technology in the Cultural Cold War: Case Studies of Korea and Japan in mid 1950s," *Nanzan Review of American Studies* 33, 189-207. 添付②

<研究報告>

1. "U.S. Industry and Technology in the Cultural Cold War: Case Studies of Korea and Japan in mid 1950s," Nagoya American Studies Summer Seminar 2011 (2011年7月23日、南山大学)
2. 「広報文化外交としての原子力平和利用キャンペーン—核意識の転換をめざして」放射線・核・原子エネルギーと政治・経済・社会・文化に関する合宿研究会(2011年9月3日、湘南国際村)
2. 「原子力平和利用USIS映画—核ある世界へのコンセンサス形成」シンポジウム「占領する眼・占領する声—CIE/USIS映画とVOAラジオ」(2012年3月4日、東京大学大学院情報学環・福武ラーニングシアター) 添付③

2012年5月31日

2011年度 法文学部総合政策学科
学部長裁量経費 報告書

「チャイニーズネスの実証的研究—グローバリズムとの関連から」
(代表者：中村則弘)

上記プロジェクトとして、以下の四つを実施した。

1. 研究打ち合わせなど

日時：2011年12月10日～12月12日

場所：大阪市 関西学院大学梅田

東京都 三省堂書店、紀伊国屋書店

内容：

関西学院大学梅田キャンパスにおいて実施された「日中社会学会第2回『若手萌芽研究会』」に参加し、日中社会学会会長の陳立行教授(関西学院大学)らと研究打合せを行った。同氏らに対し、「チャイニーズネスの実証的研究」への同学会の支援を要請した。

その後、紀伊国屋書店において資料収集を行い、東京の三省堂書店にて石井健一准教授(筑波大学)と研究の打ち合わせを行った。この打ち合わせは、前記研究の実施内容にかかわるものであった。なお、同書店では、この課題にかかわる研究資料も収集した。

2. 社会調査と資料収集

(1)社会調査

日時：2012年1月28日～1月30日

場所：勝山市周辺農村(片瀬地区)

大阪市紀伊国屋書店

内容：

財政が緊迫状態にある勝山市について、越前大仏を核としたまちづくりの失敗がその大きな一因となっている。この越前大仏の所在地である勝山市片瀬地区において地区古老からの聞き取り調査を行った。調査においては、同大仏に批判的な態度を示してきた同地区の浄土真宗道場を中心とするネットワークに着目した。一連の調査資料は、チャイニーズネスの研究における日本との比較分析にかかわる基礎的な内容を提供するものとなった。

同調査を終えた帰途、大阪市の紀伊国屋書店において資料収集を行った。

(2)社会調査と資料収集

日時：2012年3月3日～3月7日

場所：勝山市浄土寺地区、東京都

内容：

福井県勝山市浄土寺地区において、チャイニーズネス研究の分析枠組みの根幹をなす「混沌状況と社会活力」にかかわる聞き取り調査を行った。とくに地域活性化と移住者のかかわりに焦点をあてた。調査対象は、浄土真宗のネットワーク結節点である「道場」の関係者、元有力農民層、および戦後移住者であった。

つづけて、東京都に移動し、都内の三省堂書店、紀伊国屋書店、八重洲ブックセンターにおいて、上記内容にかかわる資料収集を行った。

実施成果

(1)「チャイニーズネスの実証的研究」の研究課題にかかわる日本側の基礎的な調査データの収集を行うことが来た。とりわけ、勝山市関係地区のデータを2011年度に集中して収集できた意味は大きい。

(2)科学研究補助金の採択

研究取り組みの成果が、基盤研究(B)国際学術「チャイニーズネスの実証的研究—グローバルリズムとの関連から」の採択に結びついた。

(3)IIS 世界大会への準備

この課題の研究の進捗は、2014年に横浜で開催される IIS(International Sociological Association)の世界大会でのセッション設定に向けた基礎的作業に結びついた。この作業をかなり進展させることができた。

2012年4月10日

平成23年度総合政策学科学部長裁量経費（研究型）報告書

報告者：福井秀樹

内容：科研費プレ・ブラッシュアップ

平成23年度総合政策学科学部長裁量経費（研究型）の実績は以下の通りです。

実績

1. 学会発表等

Hideki Fukui, "An empirical analysis of the effects of slot trading on capacity usage at EU airports," Kuhmo Nectar Conference on Transportation Economics (Annual Conference of the International Transportation Economics Association), The Royal Institute of Technology, Stockholm, Sweden, June 30, 2011 - July 1, 2011 (Presentation: July 1, 2011)

福井秀樹「英国における発着枠取引の経験的分析」、日本交通学会、神戸大学 経営学部・経済学部 本館（六甲台第1キャンパス）、2011年10月15-16日（報告：2011年10月16日）

福井秀樹「英国における発着枠取引の経験的分析」、システム論研究会、2011年12月26日（月） 龍谷大学紫英館2階 東第2会議室

Hideki Fukui, "Effect of slot trading on route competition: evidence from experience in the UK," Urban Economics Workshop（都市経済学ワークショップ）、2012年2月24日（金） 京都大学 法経東館8階リフレッシュルーム

2. 論文

福井秀樹「英国における発着枠取引の実証分析」『交通学研究：2011年研究年報』、2012年、203-212頁。（査読有）

Hideki Fukui, "Do carriers abuse the slot system to inhibit airport capacity usage? -- Evidence from the US experience," Journal of Air Transport Management, Accepted on April 6, 2012.（査読有）

以上

公法的法の適用関係に関する一般理論構築に向けた序章的研究

以下の目的の下、本年度の研究及び科研費応募を行った。

アメリカ抵触法理論と、大陸法における介入規範の適用理論との比較研究を深化させ、これを独禁法及び証券取引規制分野の域外適用論に関連付けることにより、公法的法の適用関係に関する一般的考察を序章的に行う。そして、統治利益分析を公法的法一般における法適用問題に応用できる可能性を検討することが研究の目標となる。

一般的に、法の適用範囲の決定方法として、法域選択的と法規選択的の方法に分類することができる。法域選択的方法は、法律関係毎に連結点を媒介として最密接関係地法を適用するものであり、更に、双方向的抵触規則を用いて、内外国法を選択適用する場合と、一方的抵触規則を用いて自国法を適用する場合のみを規定する場合に分かれる。公法と私法の区別を前提に、少なくとも伝統的には公法は属地的にのみ適用され、双方向的抵触規則は私法領域に妥当するとされてきた。他方、法規選択的方法は、法規の内容に着目して当該法規の適用範囲を決定するものであり、古くは法規分類学派以来、現在に至るまで存在する。例えば、アメリカにおける、いわゆる統治利益分析論は、公法と私法の区別を行わず、全ての法が公共政策の実現を目的とするという法観に基づき、国の立法政策と法適用利益に着目し法規毎の適用範囲を決定する。他方、現代的な法発展として、私人間の民事的關係に対して国家の公共政策による介入がなされる、私法の公法化ないし公法の私法化現象が増殖の一途を辿っており、公法でも私法でもない混合法と呼ばれる法領域が発達したのである。ここでは、私人間の関係に対して法域選択的規則を用いて選択された準拠法に対し、法規選択的方法により、ある国家の公共政策が介入する。例えば、直接適用法規の理論や特別連結論など、大陸法上の介入規範の適用理論が主張される場所である。実定的には、欧州の、契約債務の準拠法に関する条約7条、同 Rome I 規則9条、契約外債務の準拠法に関する Rome II 規則16条が存在する。

ところで独占禁止法及び証券取引規制など経済法規制の民事責任に関しては、米国法は一般に、域外適用の問題として、国際法的な国家管轄権の観点から考察している。このような法に関しては、外国法の適用が考えられず、自国法の適用範囲の決定問題のみが存在し、立法趣旨より、外国においてなされた行為に対して内国の法が「域外」的に適用される場合があるとす。しかし、欧州の法としては、これを双方向的な法域選択的規則によるとすることが通常であり、この点で大西洋を挟んだ米国と欧州の法が正反対の解決を行っている。

以上のような関心から、標題について、平成24年度科研費に応募した。また、「証券取引規制における民事責任規定の国際的適用」のテーマに関して、2010年に国際商取引学会において報告していたが、2011年には、国際経済法学会において報告、国際商取引学会年報に論文を公表した。また、「不法行為準拠法における実質法の機能」というテーマについて、2012年に国際私法学会年報に論文を公表した。

報 告 書

2012.4.23 提出

平成 23 年度総合政策学科学部長裁量経費〔研究型〕

研究テーマ：「近代国家成立以降の欧州における地域信用組織と共同性に関する研究」

申請者 松井 隆幸

当初の上記研究テーマをブラッシュ・アップにより、「東洋と西洋の信用組織の基盤形成に関する比較地域分析：歴史データの発掘を通じて」に変更して、平成 24 年度（2012 年度）基盤研究（B）（一般）（研究期間：平成 24～26 年度、研究代表者：松井 隆幸）に申請したが、残念ながら力及ばず不採択に終わってしまった。

科学研究費申請の準備のために、資料整理用ファイルや USB メモリなどの消耗品の購入と経費の大部分は関連資料収集及び関係学会への出席のための出張旅費に充ててもらった。なお入手した資料は洋書 58 点、和書 25 点で、そのうち主要なものは以下のとおりである。

1. コラール著／小島威彦訳『ヨーロッパの略奪：現代の歴史的解明』未来社、1962 年（L.D.D.Corrall, *El Rapto De Europa, Una Interpretacion historica de Nuestro Tiempo*, 1954）
2. Pollard, S., *The integration of the European economy since 1815*, 1981.
3. Davis, H. W. C. and Clark, G. N. (ed.), *Europe from 800 to 1789*, Methuen & Co. Ltd., 1930.
4. Fay, C. R., *Great Britain from Adam Smith to the Present Day : An Economic and Social Survey*, 1928.
5. Bruck, W. F., *Social and Economic History of Germany from William II to Hitler : A Comparative Study*, 1962.
6. 前川貞次郎著『絶対主義の時代：近代国家の生成』（京大 西洋史 5）創元社、1949 年。
7. 飯塚浩二著『ヨーロッパ・対・非ヨーロッパ』岩波書店、1971 年。
8. B. E. Schmitt, *England and Germany : 1740-1914*, Howard Fertig, Inc., 1967.
9. D. Jonson, F. Crouzet and F. Bédarida (eds.), *Britain and France : Ten Centuries*, Wm Dawson & Son Ltd., 1980.
10. S. Pollard, C. Holmes, *The end of old Europe, 1914-1939*, 1973.
11. Taylor, A. J. P., *English History 1914-1945*, 1965.
12. Ratcliffe, B., ed., *Great Britain and Her World 1750-1914 : Essays in honour of W. O. Henderson*, 1975.
13. 角田 順著『太平洋に於ける英帝国の衰亡：国際政治的概観』（中央公論社）1942 年。
14. Abusch, A. 著／道家忠道・成瀬治訳『ドイツ：歴史の反省』（筑摩書房）1955 年。
15. 増田四郎著『ゲルマン民族の国家と経済』（頸草書房）1941 年。
16. 松井道昭著『独仏対立の歴史的起源：スダンへの道』（東信堂）2001 年
17. 秋山六郎兵衛著『概説ドイツ史』（白水社）1938 年。
18. R. G. ホートレー原著／宮川貞一郎解説『金本位制度の理論と実際』（千倉書房）1931 年。
19. F. ムリナルスキー著／国際連盟事務局東京支局編『金本位制の職能』（森山書店）1932 年。
20. G. カッセル著／金原賢之助訳『金本位制度の没落』（金融研究会）1938 年。

これら上記資料をもとに、さらなるブラッシュ・アップをはかることによって平成 25 年度（2013 年度）科学研究費の申請に再挑戦する予定である。

【問題】

近年、犯罪が凶悪化しているとの言説をよく耳にする。そして、そのような認識に基づいて、厳罰化が叫ばれたりもする。その当否はともかくとして、そもそも、われわれの凶悪性判断は何によって規定されるのだろうか、さらには、そうした判断は処罰感情とどのような関係にあるのだろうか。凶悪性判断に影響を及ぼす要因としては、まず、その判断対象である犯罪それ自体に係わる要因（事件の要因）が考えられる。しかしながら、凶悪性判断に影響を及ぼす要因は、事件の要因に限られるわけではなく、凶悪性を判断する側の要因（受け手側の要因）も凶悪性判断に影響を及ぼすことが考えられる。そこで、本研究では、これら事件の要因と受け手側の要因が凶悪性判断にどのような影響を及ぼしているか、さらに処罰感情との関係はどのようなものであるのかについて、質問紙調査を用いて実証的に検討した。

【方法】

無記名式の調査票により、要因を操作した架空の犯罪事件を提示し、それについて感じる凶悪さの程度と処罰感情を尋ねた。また、回答者側の要因についても併せて尋ねた。

回答者は、愛媛県と兵庫県に所在する大学の大学生男女 799 名である。但し、分析は、すべての項目に回答した 692 名分の回答を使用している。

【結果 & 考察】

凶悪性判断は事件の要因だけでなく、受け手側の要因にも影響されていることが分かった。また、処罰感情についても、受け手側の要因が影響を及ぼしていることが分かった。こうした知見からは、近年、われわれが厳罰化を求めるようになったとすれば、それは、事件が凶悪化したからだけでなく、それを判断する側の特性、例えば、われわれの価値や態度が変化したからだ、という可能性が示唆されることになる。

【成果の公表】

本研究の成果については、以下に示す論文や学会報告等にて公表した。

松原英世・岡本英生「犯罪に対する凶悪性判断と処罰感情に影響を及ぼす要因について」愛媛法学会雑誌 38 巻 3=4 号 (2012) 1-17 頁.

松原英世・岡本英生「犯罪に対する凶悪性判断と処罰感情に影響を及ぼす要因について」日本犯罪社会学会 (2011) @立命館大学.